

## 令和6年4月1日より紹介状なしの 受診時患者負担が変更となります。

国は、医療機関の機能分担と相互連携を推進する観点から、一般病床が200床以上の医療機関を対象に、「初診時選定療養費」の支払いを求めています。

当院においては、令和5年10月より揖斐厚生病院より西濃厚生病院となり、病床数・病院機能が拡大されたことに伴い、地域の医療機関とさらなる機能分担・相互連携を推進する観点から、以下のとおり選定療養費が令和6年4月1日から変更となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

選定療養費	対象者	令和6年3月まで	令和6年4月より
初診時	・初診時に紹介状を持参していない方 ・治療疾患が終了となった方又は自己都合により受診を中断された方	1,100円 (税込)	2,200円 (税込)
再診時	再診の方は、基本的に選定療養費のお支払いはありません。ただし、治療中の科以外を初診受診する時は、選定療養費のお支払いをお願いする場合があります。		

なお、時間外・休日受診についても、同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

選定療養費を徴収しない方

- ① 当院の他診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 当院の健診センターで特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 国の公費負担医療制度の受給対象者（身体障害者手帳・指定難病・自立支援医療・生活保護等）

\*乳児・一人親家庭等は、厚生労働省の定めにより徴収対象外とする要件に該当しないため、徴収対象となります。

- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者  
(※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く)